



これだけは 知りておきたい! 医療と法

第2回 倫理と法

医療・看護の現場において、患者の人権を侵害することがあります。しかし、看護教育の場面では、「健康支援と社会保障制度」の中で「関係法規」を学習する機会が設けられているだけなので、看護職の方たちの人権に対する理解は十分とはいえないように思われます。そこで、ここでは、法律学の見地から、患者の人権の擁護について、実際に起きる可能性のある事例を見ながら、考えていきたいと思います。

倫理と法の関係性

辞書によれば、「倫理」とは「行動の規範としての道徳觀や善惡の基準」、「道徳」は「社会生活の秩序を保つために、一人ひとりが守るべき、行為の基準」と定義されています。

これと法は、どういう関係に立つのでしょうか。複数の人間が同一の場所で社会生活を営むようになると、共同生活のルールが必要となります。それぞれの行動が他人に害を与えることもあるからです。その際のルール=規範は、道徳、宗教、慣習などによって定められるのですが、その中から特に重要なものを選び出したものが法であり、国家の定める法律なのです。「法は最小限の道徳である」と言われるように、社会規範の中から、重要であるがゆえに、その履行を国家が国民に強制することにしたものが法律です。したがって、国民が法律に従わないときは、相応の不利益処分=制裁を科されることになります。「人の生命を奪ってはならない」という規範に反した行動をとったときに、殺人罪で有罪とされ、場合によっては死刑を科されることになる、というのがその代表例でしょう。

一般的な具体事例から考える

これを具体的に説明するために、2016年6月の東京都知事辞任の例を取り上げましょう。舛添前知事は、家族旅行の宿泊代等を公費から支出したなどとして非難されたのですが、その調査のために設置された第三者委員会は、政治資金の使途に法律上の制限はないので、「不適切ではあるが違法ではない」としたのです。つまり、倫理ないし道徳の見地からは「不適切」であるが、法律には違反していない、と答えたわけです。また、2016年10月には、国会議員の政治資金パーティーに出席した人に白紙の領収書を渡していたことについて、総務大臣が国会において、「政治資金規正法に領収書の作成方法は規定されていないので、法律上の問題は生じない」と答えましたが、

ほとんどの看護職の方々は

日々患者さんを対象に業務を行っていると思います。

ここでは、少し視点を変え、

患者さんという「人」を対象にしているからこそ

皆さまが医療現場で直面し得る

様々な問題点を、法的、倫理的見解で

専門家に解説していただきます。



その後で、その国会議員の所属する政党は、金額などを記入した領収書を渡すように改善する、としました。これらの事態について、都民や国民が納得できないのは当然です。もっとも、これらのケースは、法律の作り方に不備があるというものなので、上述の「最小限の道徳」が法になっていないことが問題なのですが、そうでない例も挙げてみましょう。地下鉄の車内で高齢者の方などに席を譲らないのは、倫理・道徳に反していると思いますが、それでは、席を譲ることを法律で強制することは妥当かといえば、一般に、強制する必要はないと考えられているので、そのような法律は存在しません。このように、倫理・道徳のうちで、どの部分を法律で国民に強制するのかというのには難しい問題なのです。

看護関係での具体的な事例から考える

次に、看護の世界の例を挙げてみましょう。第一は、「素行不良」です。看護師の免許を受ける要件の中の消極的要件(欠格事由)に、「罰金以上の刑に処せられた者」、「…業務に関し犯罪または不正の行為があつた者」などが定められているのは、看護教育の「関係法規」という科目で学ばれたことだと思いますが、2001年までは、その中に、「素行が著しく不良である者」という項目が置かれていたのです。私は、この頃に、看護学校で「関係法規」を教えたことがあるので、随分おかしな要件があるものだと思っていたのですが、看護の世界でも、「これは屈辱条項である」という方がおられました。つまり、「素行不良」という言葉によって、どの範囲の行為が該当するかは、きわめて不明瞭であり、また、「著しく不良」というのは、程度を表すものなので、判断が人によって分かれことがあります。極端な素行不良は「犯罪」であり、かなり明確に判別できるのですが、それは、「罰金以上の刑に処せられた者」に該当するので、「素行が著しく不良」という行為は、それに達しない行為ということになるのですが、この判断は、人によって大きく異なることがあります。したがって、このような

要件はできるだけ避けるのが望ましいということになります。たとえば、法律の世界では、法律の条文の表現があいまいであるときは、「不明確ゆえに無効とする」という判断基準が唱えられています。

ちなみに、公益社団法人日本看護協会の定める「看護者の倫理綱領」※1の13は、「看護者は、社会の人々の信頼を得るように、個人としての品行を常に高く維持する。」としているのですが、これは倫理綱領であって、法律ではありません。また、違反したとしても、刑罰という制裁を科されることもないのです。

第二は、看護者の入れ墨です。外国はともかく、日本の現状では、入れ墨は一般に倫理的に好ましくない行為ととらえられていると思いますが、法律で禁止されているわけではありません。一般的な大学では、留学生がいることもあり、入学の際に入れ墨の有無が問われることはないとされています。では、看護教育の場合はどうでしょうか。法律で禁じられているわけではないので、看護師の中には、入れ墨をしている方もおられるようですが、実際には、かなりの不都合が生じます。もし、医療の現場において、看護師の入れ墨を患者さんが見れば、悪い印象を持たれることが多いと推察されます。そうすると、それは当該医療機関の評価につながることになるので、採用の際に入れ墨をしていることは不利益に働く可能性があります。また、医療の問題としても、入れ墨をすると、感染症の危険があることや、MRIに

ついて、火傷の危険性があることから、医療関係者が入れ墨をするのは好ましいことではないと考えられています。そこで、この問題は、「法律上問題がないから、本人の自己決定に任せるべき」と言う前に、入れ墨をしている人ないし入れ墨をしようとしている人に対して、入れ墨することの利害得失を正確に理解しているかどうかを問うべきだと思います。その意味では、医療におけるインフォームドコンセントにも通じるものがあるようです。正確かつ十分な情報を提供されたうえで、真意に基づく合理的な判断をすることが推奨されるというわけです。



法の豆知識を 身につけよう!

「法」の文字が付いただけで少し腰が引けてしまう人は多いかもしれません。しかしながら、特に近年は医療現場で医療職個人が訴訟対象となることも多く、知識としてもついておいたほうがよい法関連の事柄も多いと考えます。ここではそうした事柄をやさしく解説していただきます。

第1回 法と制裁

法の特徴の一つに強制というものがあります。医療における強制治療の問題点については前号(Willnextmagazine 第9号(vol.5 No.1)号)で取り上げましたが、法は、国民に、ある行動を禁止したり強制したりするときに、それを実現するために、制裁=不利益処分を科します。本文において述べたように、もっとも強力なものは、殺人等の重大な犯罪に対する死刑です。さらに、制裁としての刑罰には、死刑以外に、懲役・禁錮などの拘禁刑や罰金刑などがあります。それ以外にも、民事の損害賠償や、運転免許取消・停止のような行政罰も定められています。例えば、不倫は、かつては姦通罪(かんつうざい)という犯罪でしたが、現在は犯罪ではありません。したがって、刑罰を科することはないですが、道徳的には非難されるべきことであり、夫や妻に不倫をされた人は、不倫相手に慰謝料請求をし、ほぼ認められています。また、道路交通違反をしたときに、飲酒運転などの重大なものに対しては刑罰が科されるのですが、駐車違反などに対しては、交通反則金を納めれば、刑罰を科されることはないという制度になっています。とはいって、道路交通

法違反については、運転免許の取消・停止という行政処分も行われます。そこで、自動車を運転して、人に傷害を与えたときは、自動車運転死傷行為処罰法の過失運転傷害罪によって刑罰を科され、被害者からの損害賠償請求に応じ、公安委員会から運転免許の取消・停止という行政処分を受けることになります。これらは、一つの機関によって与えられるものではないので、「刑罰が重いから損害賠償を軽く」などという調整は一切行われません。したがって、同じような事件に対して、制裁の全体を見ると、若干の差異が生じるということも起こり得るのです。平等という観点からは、可能な限り調整を図る必要があるのですが、完全な平等を実現するのが極めて困難であることは言うまでもありません。もっとも、一般国民の立場から言うと、悪い結果を発生させるという事件を起こした人は相応の制裁を受けるべきであると考えられるわけですから、自業自得ということになります。国民の行動原理として、慎重に行動して、他人に危害を与えないように努めることが肝要だというわけです。

※1 公益社団法人日本看護協会 HP <https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/rinri/pdf/rinri.pdf>



アドバイザー

川本哲郎

(かわもとてつろう)

同志社大学法学部・法学研究科教授

中央大学法学部卒業。同志社大学法学研究博士前期課程修了、同博士後期課程退学。法学修士(同志社大学)。京都学園大学法学部専任講師、助教授、教授、京都産業大学大学院法務研究科教授を経て現職。